

# 使用前検査申請書

〔 玄海原子力発電所第4号機  
原子炉冷却系統施設の改造の工事 〕

原発本第123号  
令和3年10月12日

原子力規制委員会 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
九州電力株式会社  
代表取締役  
社長執行役員 池辺和弘

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第7条第1項に基づき、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（平成32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の11第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 九州電力株式会社 住所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 代表者の氏名 代表取締役 社長執行役員 池辺和弘
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名称 玄海原子力発電所 所在地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村
申請に係る発電用原子炉施設の概要	玄海原子力発電所第4号機 発電用原子炉施設に係るもの 原子炉冷却系統施設 原子炉補機冷却設備 海水ポンプ
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	工事の計画の認可年月日及び認可番号 ・平成24年9月5日 20120731原第19号
検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号） 期日 自 令和3年 12月 1日 至 令和4年 7月 27日 場所 玄海原子力発電所 三菱重工業株式会社 原子力セグメント（高砂地区） （兵庫県高砂市荒井町新浜）
	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号） 期日 自 令和4年 6月 13日 至 令和4年 8月 3日 場所 玄海原子力発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和4年 9月 9日

（手数料 金 593,500 円）

添付資料-1：工事の工程に関する説明書

添付資料-2：工事の工程における放射線管理に関する説明書



工事の工程における放射線管理に関する説明書

〔 玄海原子力発電所第4号機  
原子炉冷却系統施設の改造の工事 〕

本工事の検査場所は、管理区域外であるため放射線管理は該当しない。